

# 星槎大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、星槎大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている  
と認定する。

### 【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 26(2014)年 7 月末までに改善報告書  
(議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む)を提出すること。

## II 総評

通信教育課程のみで構成された特色ある大学として、平成 16(2004)年 4 月に開学した大  
学の建学の精神は、学校法人国際学園が掲げる教育の理念に基づき設定され、大学の使命・  
目的に反映されている。それをわかりやすく示すために「共生」という理念のもとに 3 つ  
の環、4 つの柱として図案化し、さまざまな媒体に掲載して学内外に公表・周知している。

大学は共生科学部共生科学科の 1 学部 1 学科で開学し、後にその専門性を高めるために  
共生科学専攻、初等教育専攻及び福祉専攻の 3 専攻を設置し、教育研究の基本的な各組織  
が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ各組織相互の関  
連性が保たれている。教養教育に関しては、幅広い「共生科学関連教養科目群」を開設し  
ているが、組織的な責任体制の一層の明確化を望む。

大学の教育目的の達成のために、3 専攻毎の編成方針 (3 方針・5 項目)を公表し、運営  
している。なお、大学の目的 (教育目的)は学則第 1 条に明記されているが、学部、学科、  
専攻の教育目的は学則に定められていないので、改善が必要である。また、通信教育課程  
における単位制度の実質を保つための工夫を行うとともに、テレビ会議システムを応用し  
たメディアを利用した授業を行うなど、教育内容・方法に特色ある工夫をしている。

アドミッションポリシーは、「誰でも、いつでも、どこでも」という通信教育の趣旨に沿  
って明確に示されている。学習支援や教育相談体制は、各種媒体を通じ、情報提供を図っ  
ている。特に、平成 20(2008)年度文部科学省の学生支援 GP (新たな社会的ニーズに対応  
した学生支援プログラム)に選定された「星槎大学 SNS」を利用した学生支援は、他大学  
の参考となる優れた取組みである。

専任教員に関しては、学問分野の特殊性から教員構成に高齢化の傾向がみられるが、大  
学通信教育設置基準に定められた教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置され  
ている。また、教員の採用・昇任の基本的方針は明確に示され、適切に運用されている。

大学事務局の組織編制は「星槎大学事務分掌規程」に定められ、事務局長の総括のもと  
に適切に運営されている。職員の採用・昇任・異動については、法人本部事務局と大学事  
務局が常に協議しながら、総合的に判断し適切に行っている。職員の資質向上・能力向上

のため、私立大学通信教育協会などの外部団体の研修にも積極的に参加している。

理事会、評議員会はその機能を適切に果たしているが、一部決算に関する理事会と評議員会の運営には改善が求められる。理事である学長は理事会に出席し、教授会での審議事項や各種委員会での検討事項について報告し、理事会との意思疎通を図っている。なお、今後、自己点検・評価報告書を大学のホームページ上で公開することが望まれる。

大学の帰属収支差額は支出超過となっているが、履修証明プログラム等の受講料収入の増加を図るなどの努力により、大学の収支差額は年々改善されてきている。法人のホームページに法人全体の財務諸表のみ掲載し、閲覧申請書により許可を得たものが財務諸表を閲覧できる。なお、今後は大学の財務情報を大学と法人のホームページに掲載する予定である。

教育研究の目的を達成するために必要なキャンパスは校地・運動場・校舎とも整備されている。また、通信教育の大学として大学以外で行われる面接授業会場は全国各地に設けている。なお、スロープ、バリアフリー、障がい者用トイレなど、施設の安全性については、利用頻度の多い面接授業会場については整備されている。

大学の全施設を地域住民に開放し、開学以来、さまざまな公開講座・体験学習講座・シンポジウムなどを実施し、平成 20(2008)年度から社会人向けの履修証明プログラムを開設している。また、芦別市の特別支援教育推進事業において、大学の教員が市内の小中学校教員に対し、「特別支援教育コーディネーター研修」や巡回指導などを行っている。

社会的機関として、開学以来、学則や就業規則をはじめ、「個人情報保護に関する規程」「大学倫理規範」など組織倫理に関する諸規則の制定に努力している。危機管理体制については、まだ避難訓練は実施されていないが、「危機管理規程」に基づき、学内外の危機管理に対する体制が整備されている。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準 1 を満たしている。

##### 【判定理由】

大学の建学の精神は、設置者である学校法人国際学園が掲げる教育の理念に基づき設定され、基本理念（教育理念）や使命・目的に反映されている。また、教育理念は「共生」という理念で結ばれる「人と自然」「人と人」「国と国」という 3 つの環、及び「21 世紀に適応する広い知力の育成」「心の耕作」「課題探求能力の育成」「特別支援教育を担う教師等の育成」という 4 つの柱を図案化し、大学及び通信教育関係施設、ホームページ、大学案内、名刺など、各種媒体で学内外への周知を図っている。併せて、大学案内に「創設者のことば」を掲載し、大学の個性・特色などについて補足している。

大学の使命・目的は、学則第 1 条に明確に規定され、公表されている。特に、学生へは「学生ハンドブック」に学則の抜粋を掲載し周知がなされている。また、その具体的な実

効方法として、学科共通の必修科目の「共生科学概論(1)」「共生科学概論(2)」を開設し、さまざまな形で周知徹底を図る努力がなされている。

## 基準 2. 教育研究組織

### 【判定】

基準 2 を満たしている。

### 【判定理由】

平成 16(2004)年 4 月、通信教育課程のみで構成された特色ある大学として、共生科学部共生科学科の 1 学部 1 学科で開学した。その後専門性を高めるために共生科学専攻、初等教育専攻及び福祉専攻の 3 専攻を設置している。その他に図書館、「星槎大学附属研究センター」「附属国際交流センター」を附置するなど、教育研究の基本的な各組織が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ各組織相互の関連性が保たれている。

人間形成のための教養教育に関しては、平成 20(2008)年度に教養教育の充実を含めた教育課程の改定を行い、外国語、保健体育、人文科学、社会科学、自然科学及び「プロゼミ」など、幅広い「共生科学関連教養科目群」を開設しているが、組織上の措置としては教務委員会などの委員会中心の対応となっており、通信教育課程における教養教育のあり方の検討も含め、組織的な責任体制の一層の明確化が望まれる。

教授会及び各種委員会が設置され、組織的に意思決定ができるよう組織相互間の連携が構築されている。また、教授会が中心となって、学習者の要求に迅速に対応できる仕組みが整備され、意思決定過程は適切に機能している。

### 【参考意見】

- ・教養教育に関する組織上の措置については、教務委員会などの委員会中心の対応となっており、「学習指導委員会」などでの通信教育課程における教養教育のあり方の検討も含め、組織的な責任体制の一層の明確化を望む。

## 基準 3. 教育課程

### 【判定】

基準 3 を満たしている。

### 【判定理由】

基本理念（教育理念）に基づいた教育目的「人と人、人と自然、国と国とが共生する社会の創造に貢献できる優れた人材の育成」の目的達成のために、教育課程別の編成方針（3 方針・5 項目）を公表して教育の実をあげているが、学部、学科、専攻の教育目的は学則などに定められていない。

教育課程の編成方針に即した授業科目を開設するとともに、各授業科目を必修・選択・

自由科目に分け、適切な年次に体系的かつ適切に設定されている。教養教育には、「共生科学関連教養科目群」を設定し、幅広い領域の科目が選択できるように編成されている。単位認定、進級及び卒業・修了要件、履修登録単位数の上限の設定など、通信課程における単位制度の実質を保つための工夫を行っている。また、各科目の評価方法、評価基準は、「学習指導書」及び「学生ハンドブック」に記載して周知を図っている。

教育目的の達成状況の点検・評価に関しては、授業アンケートなどの結果の分析や大学独自の「マンツーマンシステム」を活用し、学生の実態を常に把握し、授業改善などの点検・評価のシステムに役立てる努力・工夫がなされている。

#### 【改善を要する点】

- ・大学の目的（教育目的）は学則第1条に明記されているが、学部、学科、専攻の教育目的が学則に定められていないので、学則上に明確に定めるよう改善が必要である。

### 基準4. 学生

#### 【判定】

基準4を満たしている。

#### 【判定理由】

学部、学科のアドミッションポリシーは、募集要項などに明確に示され、適切に運用されている。入学者選抜は、入学資格の書面審査によって行われ、収容定員と入学定員を適切に管理し、学生確保に努力している。

学習支援や教育相談体制は、中核組織の「学習支援室」「学習指導委員会」が整備され、きめ細かい指導がなされている。また、学生の状況把握のため各種アンケートなどの学生意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、体制改善に取り組んでいる。

学生サービス、厚生補導は、各種奨学金、傷害保険、健康・保健管理、ハラスメント防止、その他学生生活の向上に関する業務などの体制が整備され、また、経済支援として修学困難な学生への学費の分割納入などの措置がとられている。

就職・進学支援などは、主として「就職部」「マンツーマン指導員（教員）」などの体制が整備され適切に運営されている。また、各種資格取得講座及びインターンシップなどのキャリア教育を実施している。特に、平成20(2008)年度文部科学省の学生支援GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）に選定された「星槎大学SNS」を利用した学生支援は、さまざまな効果と発展性があり、他大学の参考となる優れた取組みである。

#### 【優れた点】

- ・「星槎大学SNS」は、既存機能拡充、インターネット上の相談・支援体制充実を目指し、相互情報共有、ピア・カウンセリング効果などさまざまな発展性を有し、「学生支援GP」に選定され、他大学の模範となる先進的な取組みとして高く評価できる。

### 基準5. 教員

**【判定】**

基準 5 を満たしている。

**【判定理由】**

大学通信教育設置基準に定められた、教育課程を遂行するために必要な専任教員が適切に配置されている。また、教育課程上必修の授業科目については原則として専任教員が担当している。

また、学問分野の特殊性から教員構成に高齢化の傾向がみられ、今後の教員採用においては教員構成に対する配慮が望まれるが、教員の採用・昇任の基本的方針は「星槎大学教員選考規程」に明確に示され、かつ適切に運用されている。

教員の教育担当時間は概ね適切であり、同時に、テレビ会議システム双方向授業を行う際には各学習センターの教職員が機器などを操作し、授業が円滑に進むよう支援するなど、教員の教育研究活動を支援する体制も整備されている。

研究費に関しては、個人研究費を専任教員に支給しているほか、「星槎大学附属研究センター」の研究事業として共同研究を申出た教員に対して、「附属研究センター運営委員会」が審査の上研究費を配分し、研究の援助を行っている。

教員の教育研究活動を活性化するため、FD(Faculty Development)委員会を中心に、授業の内容及び方法の改善を図るためのアンケートを行ったり、「FD 検討小委員会」を設置するなど組織的な FD 活動が行われている。

**基準 6. 職員**

**【判定】**

基準 6 を満たしている。

**【判定理由】**

大学事務局の組織編制は「星槎大学事務分掌規程」に定められ、事務局長の総括のもとに、教務部、総務部などが組織され、適切に運営されている。また、法人本部事務局と大学事務局は常に密接な連携をとりながら、大学運営に当たっている。

職員の採用・昇任・異動については、「星槎大学就業規則」に従って、法人本部事務局と大学事務局が協議しながら、年次進行に伴う職務内容及び必要な職員数並びに予算などにかんがみ、総合的に判断し適切に行われている。特に、職員の採用人事については、「星槎大学就業規則」の中で明示されている職員採用に関する方針に則り、採用を実施している。また、全職員を対象とした、大学独自の「事務職員業務評価票」を活用し、人事評価を実施している。

職員の資質向上・能力向上のための研修・SD(Staff Development)などの取組みについては、学内での定期的な研修のほか、日本学生支援機構、私立大学通信教育協会などの外部団体の研修にも積極的に参加し、職員の能力開発に努力している。更に、この研修成果を、職員のシステム活用のスキル向上に反映させている。

大学の教育研究支援のための事務体制については、大学と通信教育関連施設としての「横浜情報処理センター」の2か所に事務職員を配置し教育研究支援を遂行している。

## 基準7. 管理運営

### 【判定】

基準7を満たしている。

### 【判定理由】

大学の目的を達成するために、理事長、学長、副学長及び大学事務局長、事務局各部長などにより構成する「大学運営会議」を設置している。

学園の役員などの選任は寄附行為で規定され、大学の学長などに関する人事は学則ほか規程に基づき選考され理事長が任命している。監事は理事会・評議員会に出席し適宜意見を述べている。なお、理事会、評議員会はその機能を適切に果たしているが、一部決算に関する理事会と評議員会の運営には改善が求められる。

また、理事である学長は理事会に出席し教授会での審議事項や各種委員会での検討事項について報告し、理事会との意思疎通を図っている。教授会では、理事長と教授会メンバーとの意見交換の場が設定されており、理事長が教職員の意見を直接聴取している。

平成18(2006)年に、自己点検・評価のための規程を制定し、「自己点検・評価小委員会」を発足させて、平成19(2007)年3月「自己点検・評価報告書」を刊行し、全国の大学などの研究機関に送呈するとともに、事務局に備え、学内外の閲覧に供している。

### 【改善を要する点】

- ・決算については、理事会の承認後に評議員会に報告し意見を求めているので、私立学校法第46条に則り、適正な運営を行うよう早急な改善が必要である。

### 【参考意見】

- ・自己点検・評価報告書を大学のホームページ上で公開することが望まれる。

## 基準8. 財務

### 【判定】

基準8を満たしている。

### 【判定理由】

大学の帰属収支差額は支出超過となっているが、履修証明プログラム事業を充実させ、受講者を増やし受講料収入の増加を図るなどの努力により、大学の収支差額は年々改善されてきている。

監査は、監事による監査と監査法人による会計監査を適正に受けている。

法人のホームページに法人全体の財務諸表のみ掲載し、閲覧申請書により許可を得たも



のが財務諸表を閲覧できる。なお、今後は大学の財務情報を大学と法人のホームページに掲載する予定である。

平成 18(2006)年度から現在まで「特別支援教育推進業務」を芦別市から受託しており、文部科学省の学生支援 GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）に選定され、平成 20(2008)年度から補助金が交付されている。平成 19(2007)年度には科学研究費補助金基盤研究(B)に採択され、3年間補助金の交付を受けるなど、外部資金の導入に努めている。

## 基準 9. 教育研究環境

### 【判定】

基準 9 を満たしている。

### 【判定理由】

教育研究の目的を達成するために必要なキャンパスは校地・運動場・校舎とも整備されている。通信教育の大学として大学以外で行われる面接授業会場は全国各地に設けている。全国に広がる学生の面接授業をより効果的に行えるように、「テレビ会議システム」を導入していることは特徴的である。

これらの施設・設備の管理については、外部委託業者との連携により適切に維持・管理が行われている。また、年間を通して利用者の多い「横浜情報処理センター」及び神奈川県大磯の面接授業会場は障がい者用の対策も講じられている。

スロープ、バリアフリー、障がい者用トイレなど、施設の安全性については、利用頻度が高い面接授業会場では整備されている。他の会場については順次計画的に整備を予定している。

コミュニティスペースを設け、教員と学生とは、授業以外においてもコミュニケーションが双方向に取れる環境に配慮されている恵まれた教育環境である。

大学は緑豊かな自然環境に恵まれ、学生食堂などのスペースを配置し、アメニティに配慮した教育環境の整備に努めている。

## 基準 10. 社会連携

### 【判定】

基準 10 を満たしている。

### 【判定理由】

大学の全施設を地域住民に開放し、開学以来、さまざまな公開講座、体験学習講座、シンポジウムなどを実施し、平成 20(2008)年度から社会人向けの履修証明プログラムを開設している。

企業他との関係については、平成 16(2004)年度から「九州大学宙空環境研究センター」と連携し、大学敷地内に地磁気の測定機器を設置した。平成 19(2007)年度には東海大学と

「発達障害児を対象としたスポーツプログラムの開発」のためのプロジェクトを発足させ、また同大学人間環境学科とは共同研究を行っている。平成 21(2009)年度に宮崎産業経営大学と教職課程の連携協定を締結した。平成 21(2009)年、大学の教員が中心となって他大学の研究者と「日本共生科学会」を創立した。

地域社会との協力関係については、芦別市の特別支援教育推進事業において、大学の教員が市内の小中学校教員に対し、「特別支援教育コーディネーター研修」や巡回指導など、特別支援教育の実践について助言指導を行っている。また、北海道内、神奈川県などの教育委員会などの生涯学習講座の講師や委員に委嘱されている。

## 基準 11. 社会的責務

### 【判定】

基準 11 を満たしている。

### 【判定理由】

社会的機関として、開学以来、学則や就業規則をはじめ、「個人情報保護に関する規程」「大学倫理規範」など組織倫理に関する諸規則を制定している。

「大学倫理規範」においては、教員の教育・学術研究者としての行うべき基本理念が明記されている。

危機管理体制については、まだ避難訓練は実施されていないが、「危機管理規程」に基づき、学内外の危機管理に対する体制が整備されている。また、全国に分散した各面接授業会場間及び教職員や学生に対して、相互に電話やメールを通じて連絡できるシステムが整備されている。

大学の教育・研究成果については、「星槎大学紀要共生科学研究」及び「星槎大学附属研究センター研究報告書」を発行し、国内の大学及び教育・研究機関、図書館などに送呈している。更に、月 1~2 回のペースで「星槎大学メールマガジン」を発行し、大学の諸行事及び研究情報を教職員並びに報道関係者に送付している。

### 【参考意見】

- ・ 避難訓練については実施されていないので、定期的実施することを望む。

